

改正

平成26年12月18日告示第42号

多可町宅地分譲若者世帯支援特例要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の定住対策及び子育て支援の一環として、若者世帯に対する土地販売価格の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 新婚世帯又は子育て世帯をいう。
- (2) 新婚世帯 この特例の申込日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満で婚姻届出後3年以内の世帯をいう。(夫婦のいずれかが再婚者である世帯を含む。)
- (3) 子育て世帯 この特例の申込日現在において、満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある、生計を一にし、かつ、同居する子がいる世帯をいう。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(特例の内容)

第3条 加美区熊野部地内に町が分譲する宅地(以下「分譲地」という。)に住宅を建築し、居住する世帯に対し、別表に定める金額を販売価格から減額する。ただし、1,100,000円を限度とする。

(特例の申込)

第4条 この特例を受けようとする者は、宅地分譲申込書にあわせて、特例適用申請書(様式第1号)を提出するものとする。

(判定日)

第5条 減額対象となる子供の人数については、特例適用申請書を町が受理した日をもって判定するものとする。

(減額の通知)

第6条 町長は、特例の適用について審査し、適当と認めるときは、速やかに特例適用決定通知書(様式第2号)により減額となる金額を申請者へ通知するものとする。

(買戻し特約)

第7条 本要綱による土地売買契約締結日から10年以内に住宅を建築しない場合には、契約した土地を買戻すこととする。買戻しの額は、土地売買契約額とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月18日告示第42号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

| 区分 | | 金額 |
|------|-----|----------|
| 新婚世帯 | | 300,000円 |
| 子供 | 第1子 | 500,000円 |
| | 第2子 | 300,000円 |
| | 第3子 | 200,000円 |
| | 第4子 | 100,000円 |